

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律の施行 について

平成 9 年 4 月 1 日付け 9 林野造第 100 号
農林水産事務次官から都道府県知事宛て
最終改正；平成 23 年 7 月 29 日付け 23 林整研第 342 号

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 11 号）が第 140 回国会で成立し平成 9 年 4 月 1 日付けで施行され、また、森林病虫害等防除法施行令（平成 9 年政令第 87 号）及び森林病虫害等防除法施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年農林水産省令第 19 号）が同日付けで施行された。

これらの法令の施行に当たっては、下記事項に十分留意の上、適正かつ円滑な運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、「松くい虫被害対策特別措置法の施行について」（昭和 57 年 3 月 31 日付け 57 林野企第 60 号）、「松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 62 年 3 月 31 日付け 62 林野企第 51 号、平成 4 年 3 月 31 日付け 4 林野企第 28 号農林水産事務次官依命通達）は本日付けをもって廃止されたので、了知ありたい。

以上、命により通達する。

記

第 1 法律改正の趣旨

(1) 松くい虫の被害対策については、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号。以下「法」という。）に加え、松くい虫防除特別措置法（昭和 52 年法律第 18 号。以下「特措法」という。）が昭和 52 年に制定され、57 年、62 年及び平成 4 年には改正・延長され、異常な被害の終息に向け各種対策を総合的に推進してきたところである。この結果、昭和 54 年度には 243 万立方メートルまで達した被害量は、平成 7 年度には 4 割程度の 101 万立方メートルまで減少しており、被害地域の著しい拡大もほぼ停止するとともに、保全すべき松林における中・激害（被害率 1 %以上）の抑制も進んでいるところである。

(2) しかしながら、被害量についてはなお高い水準で推移しており、かつ、一旦被害の程度が軽微（被害率 1 %未満）となっても、気象要因等により再激化する可能性があることから、今後は被害木の破砕、焼却等を内容とする特別伐倒駆除等の特に効果の高い措置を、被害状況に即応して、いつでも発動し得る制度を整備してい

くことが必要となっている。

- (3) また、森林病虫害等の防除に当たっては、林業を取り巻く諸情勢の変化の中で、一般に森林管理水準の低下がみられ、森林病虫害等の被害の早期発見、迅速な防除のための体制の強化が必要となっているところである。
- (4) 今回の法改正は、特措法が本年3月31日限りで失効するに当たり、このような森林病虫害等の被害状況を踏まえ、将来にわたって被害の発生状況に的確に対応できるよう、所要の改正を行ったものである。

第2 定義規定の整備について

- (1) 本法において「松くい虫」とは、松の枯死の原因となる線虫類すなわちマツノザイセンチュウを運ぶ松くい虫をいい、具体的にはマツノマダラカミキリを指している（法第2条第1項1号）。
- (2) 本法において「特定せん孔虫」とは、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類であって、急激にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるため、その駆除又はまん延の防止につき特別の措置を要するものとして政令で定めるものをいう（法第2条第1項第2号）が、現在、政令で定めるものはない。

これは、他のせん孔虫についても、被害量が増大した場合、松くい虫と同様の対策が必要となると考えられることから、松くい虫の防除に係る特別の上乗せ措置を導入するのに当たり、その他のせん孔虫についても被害の状況に応じ適切な措置が採れるよう、制度的な整備を行うものである。

- (3) 本法において「特定森林」とは、松くい虫の場合にあっては松林、特定せん孔虫の場合にあっては政令により指定される特定樹種からなる森林をいう（法第2条第3項）。

- (4) 本法において「高度公益機能森林」とは、

ア 保安林として指定された特定森林

イ 保安林以外の公益的機能が高い特定森林であって他の樹種からなる森林によっては、当該機能を発揮することが困難なものとして政令で定める特定森林をいうものであり、これらの公益的機能の高い地域において農林水産大臣又は都道府県知事による防除を重点的かつ効率的に実施するものである（法第2条第4項）。

なお、イに該当する特定森林については、森林病虫害等防除法施行令（平成9年政令第87号。以下「令」という。）第2条にその要件が定められているが、具体的には景勝林、せき悪地帯の松林など土壌の性質、樹木の生育状況、所在地域の景観等からみて、他の樹種からなる森林によっては当該特定森林の現に有する機能を確保することが困難であり、将来にわたり保全していく必要がある特定森林をいうものである。

(5) 本法において「被害拡大防止森林」とは、松くい虫又は特定せん孔虫（以下「松くい虫等」という。）の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫（以下「特定原因病害虫」という。）により、当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる特定森林をいうものであり、これらの防除の必要性の高い森林において、農林水産大臣又は都道府県知事による防除措置を、重点的かつ効率的に実施するものである（法第2条第5項）。

具体的には、高度公益機能森林の周辺に存する特定森林であって、その被害程度、立地条件等からみて、高度公益機能森林の効果的な保全のため一体として対策を講ずる必要があると認められる特定森林を指すこととなる。

(6) 本法において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫等が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（省令で定める基準に従うものに限る。）、又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいうものである（法第2条第6項）。

この場合、破砕は破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては15ミリメートル）以下となるように行うこととしている（森林病害虫等防除法施行規則第1条）。

なお、改正前の森林病害虫等防除法（以下「旧防除法」という。）においては、農林水産大臣又は都道府県知事が松くい虫の付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに枝条等の焼却を命ずることができることとされているが、この場合の伐採木そのものの処理としては、薬剤による防除やはく皮を行うにとどまるものである。これに対し、特別伐倒駆除は、被害木にせん孔している松くい虫等の駆除を徹底するため、伐採木そのものを破砕又は焼却の対象とするものである。

第3 駆除命令の追加について

1 特別伐倒駆除命令

今後の松くい虫の防除については、なお、中・激害が25%程度を占めることから、その微害化あるいは無害化を強力に進めることが必要であり、更に、いったん微害又は無害になった地域においても、気象要因や周辺被害森林からの飛び込み、被害木の見落とし等により再激化するケースが多くあり、被害の再激化の防止とともに、いったん再激化した被害を速やかに沈静化することが極めて重要となっている。

しかしながら、伐倒駆除については、薬剤による駆除効果が必ずしも完全でない場合があり、特に冬～春期においてはマツノマダラカミキリの幼虫が材内に潜入するため効果が著しく低下すること、また、木材の経済的価値の減少等もあって被害

木が伐倒処理された後に林内に放置される場合が多いこと等から、特定森林の被害程度が高い場合には、効果に一定の限界がみられるようになっている。また、予防効果の高い特別防除についても、実施面での制約から対象地域が限定される状況にある。このため、被害のまん延している地域における高度公益機能森林や被害拡大防止森林についてより徹底した駆除が実施できるよう、農林水産大臣又は都道府県知事が伐倒と併せて破碎、焼却等を行う特別伐倒駆除命令をすることができることとしたものである。

また、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林を対象とすることとしているのは、当該特定森林の有する公益的機能又は松くい虫等に対する防除効果を確保する上での重要性に鑑み、措置の対象をこれらの森林に限定することによってその防除の徹底を図ることが公益上の観点から要請されるものであることからである。

なお、農林水産大臣の行う特別伐倒駆除命令の実施については、都道府県知事に委託することとなるので、適切な実施につき遺憾なきを期せられたい。

おって、その委託要領等については、林野庁長官から別途通達させることとする。

2 補完伐倒駆除命令

伐倒駆除命令の対象は、森林病虫害等が付着している樹木に限られている。しかしながら、被圧等による枯死木にも松くい虫等が付着して当該枯死木が松くい虫等の被害の感染源となり、被害木を徹底的に駆除しても翌年再び被害が発現することがあるため、保全すべき特定森林における松くい虫等の徹底した駆除を図るためには、被害木のみならず被圧等による枯死木についても伐倒駆除の対象とすることが重要である。このため、農林水産大臣又は都道府県知事は、松くい虫等が付着しているおそれのある特定森林の枯死木について、被害木に係る伐倒駆除命令及び特別伐倒駆除命令と併せて、伐倒駆除を行う命令をすることができることとされた。

ア 「松くい虫等が付着しているおそれがある樹木」（法第3条第3項）とは、特定原因病虫害による被害以外の要因で枯死に至っている樹木であって、周辺の被害の状況からみて松くい虫等が現に付着している可能性が高いものをいう。

また、特別伐倒駆除命令等をするに際し又はした後において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、補完伐倒駆除を命ずることとされているのは、補完伐倒駆除命令は松くい虫等の被害の感染源を除去するという特別伐倒駆除命令の機能を補完する制度として設けられたものであることから、この制度の目的からみて必要な特別伐倒駆除命令等の区域及び期間において補完伐倒駆除を行えば足りると考えられることによるものである。

イ 農林水産大臣の行う補完伐倒駆除命令の実施については、特別伐倒除命令と同様に都道府県知事に委託することとなるので、適切な実施方特段の御配慮をお願い

する。

おって、その委託要領等については、林野庁長官から別途通達させることとする。

第4 薬剤防除の実施に関する基準について

1 農林水産大臣が定める防除実施基準

(1) 防除実施基準においては、法第7条の2第2項に掲げる事項を定めるものであるが、特に「特別防除を行うことのできる森林に関する基準」については、当該森林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物、天然記念物等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないと認められるものが明確になるように定められなければならない（法第7条の2第3項）。

(2) 防除実施基準の策定又は変更に当たっては、農林水産大臣は、関係行政機関の長への協議並びに林政審議会及び関係都道府県知事の意見の聴取という手続を踏むとともに、遅滞なくこれを公表して関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならないこととされている（法第7条の2第4項及び第5項）。

なお、ここでいう「関係行政機関」とは、その所管行政が本法と密接な関連を有する行政機関をいい、具体的には、環境省、農林水産省以外の国有林所管行政機関等を指し、「関係都道府県知事」とは、森林病虫害等による被害を受け、又は受けるおそれがある森林をその区域に含む都道府県の知事を指している。

2 都道府県知事が定める都道府県防除実施基準

(1) 都道府県防除実施基準においては、当該都道府県の民有林における安全かつ適切な薬剤防除の実施に関する基準として、防除実施基準に従って、特別防除を行うことのできる森林の区域を定めるとともに、当該都道府県における被害対策の実態に応じ、必要な留意事項を定めることとされている（法第7条の3第2項）。

(2) 都道府県防除実施基準の作成に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達させることとする。

3 薬剤の安全かつ適正な使用等

(1) 「特別防除を行う者」（法第7条の4）とは、法第3条第1項及び第5条第1項の規定に基づき航空機を利用して行う薬剤による防除の命令を受けた者、法第4条第1項の規定に基づき特別防除を行う農林水産大臣、法第5条第4項において準用する法第4条第1項の規定に基づき特別防除を行う都道府県知事、法第7条の10第1項の地区実施計画に即して特別防除を行う者等を指している。

これらの薬剤の安全かつ適正な使用等に関する細目については林野庁長官から別途通達させることとしているので、これらに留意して適切な特別防除の実施に万全

を期すこととされたい。

- (2) 特別防除の実施に当たっては、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように、事前に普及啓発活動、実施地区における説明会の開催等により特別防除の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図るものとする。

第5 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定について

- (1) 都道府県知事は、その区域内における被害状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならないとされている（法第7条の5第1項）。

これは、今回の改正により駆除命令として新たに追加された特別伐倒駆除命令及び補完伐倒駆除命令は、通常の伐倒駆除と比べ、より森林の管理・処分への制約が大きいものであることから、特に公益的機能が高い森林（高度公益機能森林）及び当該森林への被害防止の上で重要な森林（被害拡大防止森林）に限定して重点的に発動する必要があるため、特別伐倒駆除及び補完伐倒駆除については、都道府県知事が、松くい虫等の種類ごとに指定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に限って命令できることとするものである。

- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の指定に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達させることとする。

第6 樹種転換を促進するための措置について

1 樹種転換促進指針

- (1) 松くい虫等による被害から、特に重要な保全対象である高度公益機能森林を的確に守るためには、松くい虫等の繁殖源となる樹木を抜本的に除去することによって被害の拡大を防ぐ措置である樹種転換を、被害拡大防止森林をはじめとする周辺の森林等において積極的に推進することが重要となっている。

一方、樹種転換は、準備・実行に相当の期間と経費を要することから、これを森林所有者に強制することは適当ではなく、森林所有者が自ら樹種転換を行い得るよう条件を整備し、自主的努力を助長していくことが有効である。

このため、高度公益機能森林を主体的に保全する立場にある都道府県知事が、その区域内の民有林である特定森林について、樹種転換の実施の指針となるべき樹種転換促進指針を策定し、これに即して、森林組合等に助言、指導及び勧告を行うとともに、樹種転換を促進すべき森林の選定・公表、森林所有者等に対する助言及び指導の措置を行うことにより、樹種転換の積極的な推進を図るものである。

(2) 樹種転換促進指針の作成に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達させることとする。

2 森林組合等に対する樹種転換に関する助言等

都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、森林組合又は森林整備法人に対し、樹種転換に関する規程の設定その他の樹種転換の促進に資する措置に関し必要な助言、指導及び勧告をすることができるものとされている（法第7条の7第1項）。

これは、近年、林業経営を取り巻く諸情勢が厳しさを増す中で、森林所有者は造林意欲を失ってきていることから、樹種転換の実施は低調な状況にあり、このような状況の下で樹種転換を促進していくためには、経営指導により特定森林の所有者の樹種転換への意欲を喚起するとともに、森林施業の受託により樹種転換を推進することができる森林組合等を活用していくことが重要であるためである。

第7 地区防除指針について

1 地区防除指針

(1) 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるときは、当該特定森林の所有者等が行うべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置（以下「自主防除措置」という。）に関する指針（以下「地区防除指針」という。）を定めなければならないとされている（法第7条の9第1項）。

これは、松くい虫等による被害から高度公益機能森林を的確に保全するためには、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林において特別伐倒駆除命令等の公的防除及び樹種転換を的確に実施することに加え、高度公益機能森林への感染源となるおそれがある周辺の特定森林においても、森林所有者等による自主的な防除が公的防除と有機的連携をとりつつ的確に実施されることが重要であることから、高度公益機能森林を主体的に保全する立場にある都道府県知事が、その区域内の民有林における自主的な防除措置に関する地区防除指針を策定し、市町村の地区実施計画の対象とすべき森林の基準等を定めることにより、森林所有者等による自主的防除の積極的な促進を図るものである。

(2) 地区防除指針の作成に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達させることとする。

2 地区実施計画の策定及び遵守

(1) 地区実施計画の策定については、「松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防

止するため必要があると認めるときは」(法第7条の10第1項)とされているように、市町村が地域の被害の実態等を勘案して判断するものであるが、都道府県全体における被害対策が円滑かつ効果的に推進されるよう、その策定につき関係市町村と十分な連絡調整を行うこととされたい。

- (2) 地区実施計画の策定又は変更に当たっての特定森林の所有者の意見の聴取については、計画の内容のほか、地域における被害対策の必要性、国、県の助成その他必要と認められる事項について、説明会、広報掲載、公告縦覧等により予め周知を図るとともに、一定期日までに計画案について書面又は口頭で意見を述べることができる旨を通知(所在が不明な者に対しては通知に代えて公告)して行うものとする。
- (3) 地区実施計画の策定に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達させることとする。
- (4) 法第7条の11第1項では、特定森林所有者等の自主防除措置について、地域としての被害対策の効果が達成されるように地区実施計画に即して実施すべき旨を定めているものである。
- (5) 法第7条の11第2項では、特定森林の所有者等が地区実施計画に即して自主的防除措置を実施していないことが当該特定森林の存する地域における被害対策全体の効果を著しく低下させる等、地区実施計画の達成に支障を与えるおそれがある場合においては、市町村長の勧告によって被害対策の推進を図ることとする趣旨である。

第8 国の機関及び関係地方公共団体の連携について(法第7条の12)

国有林である特定森林については、都道府県知事が定める指針等の対象には含まれず、これを所管する国の機関の責任において、保全すべき特定森林を重点化し、徹底した被害の抑制と再激化の防止を図ることとしている。

この場合、松くい虫等の被害状況及び被害対策の特性から、現場において、国有林と民有林の双方が連携を図りながら、密度の高い防除措置を講ずることが全体の被害を抑える上で不可欠であることから、国有林である特定森林を所管する国の機関及び関係地方公共団体が相互に連携を図って松くい虫等の被害対策を実施するよう努力義務規定を置くことにより、被害対策の有効かつ適切な実施を確保するものである。

第9 森林組合等による調査のための立入りについて(法第11条の2)

森林病虫害等の防除を効果的に行うためには、早期発見、早期駆除を徹底することが重要であるが、近年における林業従事者の減少、不在村地主の増加、森林管理水準の低下等の状況の中で、適切な管理が実施されていない森林が増大しており、

森林病虫害等について、その発生の見落としの危険性が增大している。

このような状況の中で、今後は、従来から行われている地上からの巡視に加え、空中探査を積極的に推進することとしているが、森林病虫害等の種類を特定し、被害状況を正確に把握するためには、地上からの巡視又は空中探査と併せて、実地の立入調査が必要となる場合が多い。

このため、都道府県知事から、森林病虫害等の発生状況に関する調査につき委託を受けた一定の者については、その行う調査を効果的に実施できるよう一定の手続きの下に他人の土地への立入りを認めることとしたものである。

第10 損失補償

国又は都道府県は、特別伐倒駆除命令及び補完伐倒駆除命令により損失を受けた者に対し、樹木の伐倒破砕又は炭化の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除、樹木の焼却を行うのに通常要すべき費用に相当する金額を補償しなければならないこととされている(法第8条第1項及び第2項)。

具体的には、通常の経済行為として行われる伐倒等については「通常生ずべき損失額」を、薬剤による防除及び焼却については「通常生ずべき費用」を補償することとなる。

この場合、「通常生ずべき費用」とは、市場価格が販売諸経費（伐倒破砕又は炭化の措置に要する費用を除く。以下同じ。）を上回る場合において、伐倒破砕又は炭化の措置に通常要する費用からその上回る額を差し引いて額をいうものである。

なお、市場価格が販売諸経費以下の場合には、伐倒破砕又は炭化の措置に通常要する費用の額をいう。

第11 特措法の失効に伴う経過措置

(1) 附則第2条関係

特措法に基づく都道府県実施計画において定められていた高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域を、改正後の防除法の規定に基づいて指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とみなすこととされた。これによって、平成9年4月1日以降、改正後の防除法第7条の5第1項の規定により都道府県知事が高度公益機能森林及び被害拡大防止森林を指定する以前においても、特別伐倒駆除命令又は補完伐倒駆除命令を発動する必要がある場合には、旧特措法に基づいて指定されている高度公益機能松林又は被害拡大防止松林について、これらの命令を発動し得ることとされたので留意されたい。

(2) 附則第3条関係

今回の改正で廃止することとしている特別防除の直接実施及び緊急伐倒駆除につ

いては、平成8年度中に都道府県が実施したものに係る国の補助及び分担金の徴収の事務の完了が、何らかの理由で、平成9年4月1日以降に及ぶこととなった場合には、これらの措置については、従前の例により執行できることとされた。

(3) 附則第4条関係

平成9年3月31日の特措法の失効以前に開始された特別伐倒駆除命令又は補完伐倒駆除命令に係る処分、手続等（公表、命令書の交付、損失補償、代執行・費用徴収、国の補助、分担金の徴収という一連の措置）で、平成9年3月31日までに完了していないものがある場合に、これらの処分・手続等を改正後の防除法の相当規定により開始されたものとみなすことにより、その後に引き続き行われる処分・手続等を改正後の防除法に基づいて行うことができることとされた。

第12 その他

以上のほか、今回の法改正に伴う森林病虫害等被害対策の実施に関し必要な事項等については、林野庁長官から別途通知させることとする。